

平成 30 年度  
知財アクセラレーションプログラムに係る  
専門家登録要領

平成 30 年 7 月 20 日  
デロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社  
(委託元 特許庁)

## 1. 目的

革新的な技術やアイデアを基に創業するベンチャー企業においては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針、体制を整備する「知財戦略」の構築が重要です。

しかしながら、創業期には、ビジネスの立ち上げに注力するあまり、知財戦略のノウハウや知財取得にかけられるリソースが不足し、コアとなる技術やアイデアが十分に保護されていないことが課題となっています。

そこで、本プログラムでは、ベンチャー企業支援の経験者を含む複数の専門家からなるチームを創設し、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切なシーズ・出口戦略の診断、知財戦略の構築、知財保護等を支援します。つきましては、当該ベンチャー企業を支援する専門家を広く募集いたします。

## 2. 活動内容

### (1) 知財戦略構築等の支援

登録された専門家の中から、ベンチャー企業支援の経験者を含む複数の専門家からなる知財メンタリングチーム<sup>1</sup>を組成し、知財メンタリングチームがベンチャー企業に出向いて、①シーズ・出口戦略等の診断、②知財調査を含む知財戦略構築サポート、③即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案<sup>2</sup>、④フォローアップ、の4段階で支援していただきます。

### (2) スキルアッププログラム

ビジネスの専門家と、知財の専門家、及びベンチャー企業の経営者の相互の知識交換・補完や交流を目的として、知財メンタリングの実務上必要な内容を相互に教え合うスキルアッププログラムに任意にご参加いただけます。

## 3. 登録対象

本プログラムでは、知財戦略構築を支援する専門家の育成、及びその専門家からなるチームによる実際の知財戦略構築を目的としているため、以下の要件を全て満たす、ベンチャー企業の事業拡大支援に対して意欲のある専門家を登録対象とします。

---

<sup>1</sup> 登録されたすべての専門家が知財メンタリングチームに選定されるわけではありません。

<sup>2</sup> 出願代理は含みません。

- (1) 高専、大学卒業以上であること
- (2) ベンチャービジネス又は知財に関する専門性を有していること  
  - ※例えば、ベンチャーキャピタリスト、アクセラレーター、コンサルタント、弁理士、弁護士、事業会社知財部経験者など
- (3) ベンチャー企業への支援の意欲があること
- (4) スキルアッププログラムに積極的に参加する意欲があること
- (5) 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと

#### 4. 登録期間

2018年7月20日（金） から 2018年12月31日（火） まで

#### 5. 登録方法

登録フォーム(Excel形式)に従って必要事項を記入の上、登録期間内に提出してください。  
 ※知財メンタリングチームへの参加を希望される方は、8月10日（金）までにご提出ください。それ以降にご提出された場合、スキルアッププログラムにはご参加いただけますが、知財メンタリングチームへの参加は原則できません。

提出書類	内容
(必須)登録フォーム(Excel形式)	必要事項をご記入いただきます。補足資料等が必要な場合は以下の関連書類をPDF形式で添付してください。
(任意)補足資料(PDF形式)	補足資料例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務経歴書</li> <li>・実績・成果に関する資料・リーフレット等</li> </ul>

**提出先：9. 問い合わせ先に記載するメールアドレスまで、電子ファイルでご提出ください。**  
 郵送・FAXでは受け付けておりません。添付ファイルを含め10MBを超えないようにご配慮ください。

#### 6. スケジュール

- (1) 知財戦略構築等の支援
  - 2018年7月 専門家の登録受付開始
  - 8月 専門家から知財メンタリングチームリーダー・メンバー候補を選定
  - 9月～12月 メンタリング実施
  - 2019年1月～2月 必要に応じたフォローアップ
  - 3月 成果報告会
- (2) スキルアッププログラム
  - 2018年8月～2019年1月 スキルアッププログラム実施

※スケジュールは、状況に応じて多少前後することがあり得ますので、予めご了承ください。

## 7. 謝金等

### (1) 謝金<sup>3</sup>（知財メンタリングチームに選定された専門家のみ）

(ア) 知財メンタリングチームとしてベンチャー企業への支援に当たり、事前に事務局と委託契約を締結します。

(イ) 支援に係る謝金は、以下とします。

知財の専門家：1回のメンタリングで30,000円を想定（内訳：実際のメンタリング1.5時間＋事前資料作成1.5時間を想定）

ビジネスの専門家：1回のメンタリングで20,000円を想定（内訳：実際のメンタリング1.5時間＋活動日誌作成0.5時間を想定）

(ウ) 近郊の往復交通費は一律1,000円、遠方の往復交通費は証憑書類に基づき、事務局よりお支払いします。（事後精算）

(エ) 特許及び商標、意匠、実用新案登録の出願代理業務をする場合は、事務局との委託契約の範囲外でベンチャー企業と個別調整していただきます。

### (2) 支援頻度

具体的な支援頻度は支援先ベンチャー企業と相談の上決定していただきます。

## 8. 留意事項

(1) 本プログラムの内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則特許庁により公表される予定ですのであらかじめご了承ください。

(2) 本プログラムの登録者には、特許庁又は事務局が企画するイベントでの登壇等、本プログラムの情報発信等のご協力いただく場合がございます。

(3) 以下の場合には、登録対象外とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

(ア) 登録希望者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

(イ) 登録内容に不備がある場合

(ウ) 登録希望者が、登録に際して虚偽の情報を記載し、その他特許庁及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(4) 登録に当たってご提供いただく個人情報を含む登録情報は、特許庁及び事務局または外部審査委員（以下、「特許庁及び事務局等」という。）にて本プログラム実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。また、個人情報を含む登録情報は事前の承認なく特許庁及び事務局等以外の第三者に提供することはありません。

(5) 専門家は広く募集・登録しますが、必ずしもすべての方が知財メンタリングチームに選定されるわけではありませんので、予めご了承ください。また、専門家の選定結果についてのお問い合わせについては応じられません。

(6) ベンチャー企業へ支援を実施するのに不適切であると特許庁及び事務局が判断した場合には、支援を途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。

---

<sup>3</sup> スキルアッププログラムについて謝金は生じません。

- (7) 支援先ベンチャー企業に関して、特許庁及び事務局等が、支援先ベンチャー企業の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。

## 9. 問い合わせ先

本募集に関するお問合せは、下記までお願いします。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

知財アクセラレーションプログラム(IPAS)事務局 担当 上田芳晴、福井裕明

TEL 03-6213-1251

メール ipas-office@tohatsu.co.jp